

平成25年1月 定例教育委員会

日 時 平成25年1月22日（火） 10時30分～

場 所 市役所4階 第3委員会室

出席者

（教育委員）

浅井委員長 久田委員 深町委員 合田委員 永元教育長

（事務局）

中島教育次長兼学校教育課長 蓮田教育次長 大藤総務課長

山田総合教育センター長兼教育センター所長 鎌田社会教育課長 吉川スポーツ振興課長

川口総合教育センター課長 渡辺図書館長 田口青少年教育センター所長

濱野公民館政策課長 吉永総務課副主幹兼庶務係長 松尾総務課主査

内 容

(1) 委員長報告

(2) 教育長報告

(3) 議題

① 佐世保市学校給食共同調理場条例の一部改正の件

(4) 報告事項

① 奨学資金貸付返還金請求事件に係る市長専決処分報告の件

② 佐世保市嘱託職員（文化財担当学芸員）の募集について

③ 佐世保市スポーツ少年団表彰式について（2/17）

④ 平成25年度宇久地区公民館嘱託職員採用試験の実施について

⑤ 「第45回 郷土研究所の公開発表会」について

⑥ 平成25年度図書館カレンダーについて

(6) その他

① 次回日程調整等

◆ 委員長報告

○ 12月21日 臨時及び定例教育委員会、局議会

○ 1月 4日 新年交歓会

○ 1月 5日 前期教育委員会

○ 1月 6日 小中合同校長研修会

- 1月 8日 小柳賞佐世保シティロードレース大会、平成24年成人式典
- 1月19日 大野中学校A訪問

◆ 教育長報告

- 1月 5日 前期教育委員会
- 1月 6日 佐世保市歯科医師会新年会
- 1月 8日 小柳賞佐世保シティロードレース大会、平成24年成人式典
- 1月10日 平成24年度予算財務部長ヒアリング
- 1月12日 小中校長ヒアリング
- 1月15日 佐世保柔道協会厄入等祝賀会
- 1月16日 平成24年度予算 市長・副市長ヒアリング（復活要求）
- 1月17日 小中校長ヒアリング
- 1月18日 小中校長ヒアリング
- 1月20日 経営戦略会議（徳育推進計画の件）
- 1月22日 青少年育成研修会

◆ 委員長報告・教育長報告に関する質疑・意見等

【委員長】 給食センター、東部体育館の内示の状況は如何か。

【教育長】 内示がまだただけておらず、こちらとしても苦慮している。工期の問題で、予算の組み替えも必要となるかどうか判断する時期が近付いている。早々に、その準備に入らなければならない。

◆ 議題

【委員長】 それでは議題の審議に入る。事務局の説明を請う。

【事務局】 議題①「佐世保市通学区域規則の一部改正の件」の説明

- ・ 条例改正に議会での審議状況報告
- ・ 条例改正に対する議会の議決が終了したため

【委員】 烏帽子町に在住されている方は、遠距離通学の補助の対象となるのか。

【事務局】 現在は本人のご希望により山手小学校に通学しているため、遠距離通学の対象とはなっていない。今回、改正を行った結果として山手小学校まで通うこととなった

後に遠距離通学費補助の対象となる。

【委員長】 自家用車で親から送り迎えをしてもらう場合も対象となるのか。

【事務局】 小学校の場合は、4 km以上の距離が対象となる。バスの場合は所要額の3/4が対象となり、徒歩及び交通用具利用者については、年額6,000円が補助されることとなる。

【委員長】 他に意見はないか。なければ了としてよいか。

～ 異議なし ～

【委員長】 本件については、了とする。続いて次の議題の審議に入る。事務局からの説明をお願いします。

【事務局】 議題②「佐世保市指定文化財の新規指定の件（浄漸寺木造薬師如来坐像）」の説明

- ・ 佐世保市文化財審査委員会答申により指定する手続きの説明
- ・ 県内でも10躯程度しか現存しない希少性の説明

【教育長】 推薦書に記載されている愛宕山とは、どの辺りにあるのか。

【事務局】 早岐小学校の裏手の山である。

【教育長】 これにより、佐世保市の指定文化財の数はいくつとなるのか。

【事務局】 県・市をあわせて162となる。市指定だけであれば116となる。

【委員】 文化財として指定をした後、市はどのようにかわるのか。

【事務局】 修復等に対して補助金を支出できることとなる。

【委員】 今回の指定文化財は、補修を行ったという説明があったが、いくらくらい要しているのか。

【事務局】 200万円を超えている。

【委員長】 管理費についてはどうなるのか。市で負担することとなるのか。

【事務局】 管理費についてはあくまで所有者負担である。修復等に対して、必要に応じて補助を行うこととなる。

【委員長】 文化財と指定された後、所有者は売却等は可能なのか。

【事務局】 困難である。

【委員長】 他に意見はないか。なければ了としてよいか。

～ 異議なし ～

【委員長】 本件については、了とする。続いて次の議題の審議に入る。次の件については、事務局から資料が事前送付されていた。事務局からの説明をお願いします。

【事務局】 議題③「徳育推進のまちづくり」宣言文（案）の策定の件」の説明

- ・ 佐世保市経営戦略会議での審議経過の説明（宣言文策定については了承、ただし、運動のスローガンとしては「一徳運動」のみとする点）
- ・ 宣言文策定委員会での検討経緯の説明

【委員】 気になることがある。徳育の提言を受けたのは市長である。それを受けて今回、宣言文の策定という流れだと思うが、本件に関して、市長部局、他部局はどのような関わりをもっているのか。教育委員会会議で、議決をしなければならないという理由がよく分からない。

【教育長】 一般的に考えると、提言を受けた側が、それを受けて宣言文を策定することになるのであろう。

宣言文というものは、地方自治法で定める議決事件にはあたらない。しかしながら、インパクトのあるスタート、周知徹底の意味も込めて宣言文を策定しようという話に推進会議の中でなり、その流れの中で、宣言文案についても推進会議の中で小委員会をつくり、作成してもらったものである。

【委員】 他部局との関係をおたずねしたい。

【教育長】 今のところ、作業的な部分は教育委員会で行っている。しかしながら、市長の年初の訓示において、一課一徳運動を考えるよう指示があった。そのような呼びかけを行っていただいている。

今まで、子ども未来部や保健福祉部とは協議していたが、それ以外の部局についても

今後呼びかけしていくことと考えている。

なお、市役所内部に関わらず、これは市民運動となっていく必要がある。そのため、事務局は民間の佐世保市教育会にお願いしたいと考えており、依頼文を提出したところである。市民活動としての展開を行っていきたい。

【委員長】 先進地である袋井市でも宣言文を策定しているのか。

【教育長】 作っていない。おそらく全国で初めての試みである。

【委員長】 宣言することでどうなるのか。あくまで周知ということなのか。

【事務局】 そう理解していただいていると思う。

【委員長】 本件は、教育委員会で議決したというよりも、宣言文の内容については、事務局案でよいのではないかと結論に至ったこととしたい。各委員、それでよいか。

～ 異議なし ～

【委員長】 それでは次の議題の審議に入る。事務局からの説明をお願いします。

【事務局】 議題④「佐世保市立図書館設置条例の一部改正の件」の説明

- ・ 地域主権第2次一括法において、図書館法の改正が行われ、図書館協議会委員の任命基準を条例で定めることとなった旨の説明

【委員長】 条文中に、「委嘱又は任命し」とあるが、委嘱と任命の違いは何か。

【事務局】 市職員等に対しては、その業務を行うよう任命するが、外部の方々に対しては委嘱ということになる。その違いである。

【教育長】 端的に言えば、末尾が違う。「お願いします」と書いているものが委嘱で、「命ずる」となっているものが任命である。

【委員長】 他に意見はないか。なければ了としてよいか。

～ 異議なし ～

【委員長】 それでは協議事項に移る。

◆報告事項

- ① 平成23年度 調理嘱託職員採用試験の実施について
- ② 平成23年度 調理パート職員採用試験の実施について

この2件については、教育委員会総務課の所管となるため、一括して説明。

～ 質疑は以下のとおり ～

【委員長】 嘱託職員は、夏休み期間中も給料は発生する形態か。

【事務局】 月額報酬であり、夏休み期間中も発生する。

【委員長】 その場合の勤務時間等はどのようになるのか。

【事務局】 正規職員と同等の時間帯の勤務となる。

【委員長】 給食を提供しない時期に、どのような業務を行うのか。

【事務局】 研修等を集中して行う。

【委員長】 たとえば、自宅研修等の形態をとるようなことはないのか。制度上、大丈夫なのか。

【事務局】 自宅研修等の制度はなく、勤務場所もしくは研修場所に出勤しない場合は、当然ながら休暇を取得していただくこととなる。

【委員】 定年等をみこして3名を募集という説明であったが、正規職員の定年は何歳なのか。

【事務局】 正規職員の場合は、定年は60歳である。その後、本人の意向に応じて再任用制度というものがあり、最長65歳まで勤務できる。

本年度の状況としては、定数が51名であるが、再任用者の意向調査等を行った結果、来年度は3名程度の不足がでるのではないかとということでの募集を行っている。

【委員】 募集要項では満59歳以下となっていたための質問である。嘱託職員の定年も、正規職員に準じるということで理解する。

【委員長】 調理パートについては、夏休み期間中の出勤はどうなるのか。

【事務局】 研修等で数日出勤することとなるが、出勤しない場合は無給である。

【委員】 社会保険等の取扱いはどうなるのか。

【事務局】 継続での加入となる。

【委員長】 佐世保市には、正規職員としての調理師は何名くらいいるのか。給与水準はどの程度なのか。

【事務局】 学校給食に携わる方としては、51名の調理師が必要ということで定数を定めているが、現在は46名ということになる。佐世保市全体としては、総合病院にいらっしゃる。あと、用務調理員として、保育所にもいることとなる。
給与水準としては、我々、市の職員と同じ水準ということになる。

【事務局】 再任用者として、現在5名いる。給与水準を下げようと意図しているわけではないが、結果として再任用者が増えれば下がることとなる。

【委員】 基本的には学校1校につき、正規職員は1名配属されているということか。

【事務局】 基本はそうであるが、700食を超える調理が必要な大規模校の場合、2名配置、1,000食を超える場合は3名配置という基準を設けている。さらに、1人で勤務することとなるため、長期の休暇等に備え、派遣できる学校を6校設定し、その学校は2名配置となる。そのような積み上げを行った結果の必要な人数が51名となっている。

【委員長】 現在建設中の給食センターに関する雇用はどのように考えているのか。

【事務局】 調理業務と配送は、委託することを考えている。

【委員】 そうなると、正規職員の調理士は一人も入らないということか。

【事務局】 給食センターには入らない。

【教育長】 県費負担の栄養職員が配置される。

【委員】 栄養職員が献立を作って指示するという形になるのか。

【教育長】 そうである。それと、管理者としての所属長についても配置が必要と考えている。

派遣業法等に抵触しないよう、委託業者に指示する窓口が必要となる。

【委員】 所属長とは、委託業者の代表者ということか。

【教育長】 市の職員を想定している。市の職員を配置しないと責任が持てないということにもなる。

③ 平成23年度 佐世保市スポーツ少年団表彰式について (2/19)

～ 質疑なし ～

④ おはなし大好き読み語り実技講座について

⑤ 第44回 郷土研究所の公開発表会について

⑥ 図書館事務パート職員採用試験について

この3件については、図書館の所管となるため、一括して説明。

～ 質疑は以下のとおり ～

【教育長】 実技講座については、応募者が多数と聞いた。嬉しいことだが、お断りするのがもったいないとも思うが、時間的に無理なのか。

【事務局】 前も応募したことがある方はできる限りお断りして、初心者やこれから始めたいという方を優先させたい。

内部でボランティアをやっている方も受けたいという希望もあるが、そういった方に対しては職員が指導もやっている。

【委員長】 郷土研究所の公開発表のテーマは、先日我々に配布していただいたものか。

【事務局】 そうである。

⑦ 平成23年度 江迎地区文化会館自主事業講演会について～「いっこく堂トークショー」
(2/17開催予定)

～ 質疑は以下のとおり ～

【委員長】 今回は、トークのみか。

【事務局】 確認しているわけではないが、トークに交えて腹話術も披露されるものだと

考えている。

◆その他

各施設の所属長からの現況報告の後、次回日程調整を行い終了となった。

— 了 —